アセットオーナー・プリンシプルとは？

政府の進める「新しい資本主義」は、家計資産の半分以上を占める現預金を投資に向けることで、企業価値向上の恩恵が家計に還元され、成長と分配の好循環を実現することを目的としています。これに伴い「資産所得倍増プラン」やコーポレートガバナンス改革、「資産運用立国実現プラン」等を通じてインベストメント・チェーン＊に対する働き掛けが行われてきました。その取り組みの一環として、企業年金など投資を行うアセットオーナーに関する「運用・ガバナンス・リスク管理」の行動原則を定めた、アセットオーナー・プリンシプルが策定されました。

◎アセットオーナーとは実際に資産を保有して資産運用の領域に参加する機関投資家のことを言います。
◎プリンシプルとは「原理・原則」を意味し、対象となる活動で「何を大切にするか」を定めたものを言います。

＊顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ

●成長と分配の好循環（イメージ）

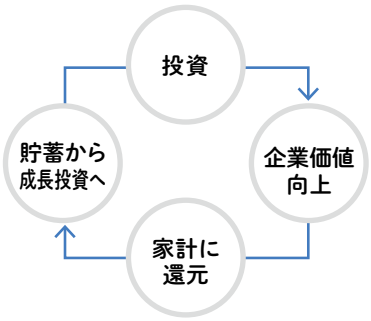

●インベストメント・チェーンのイメージ

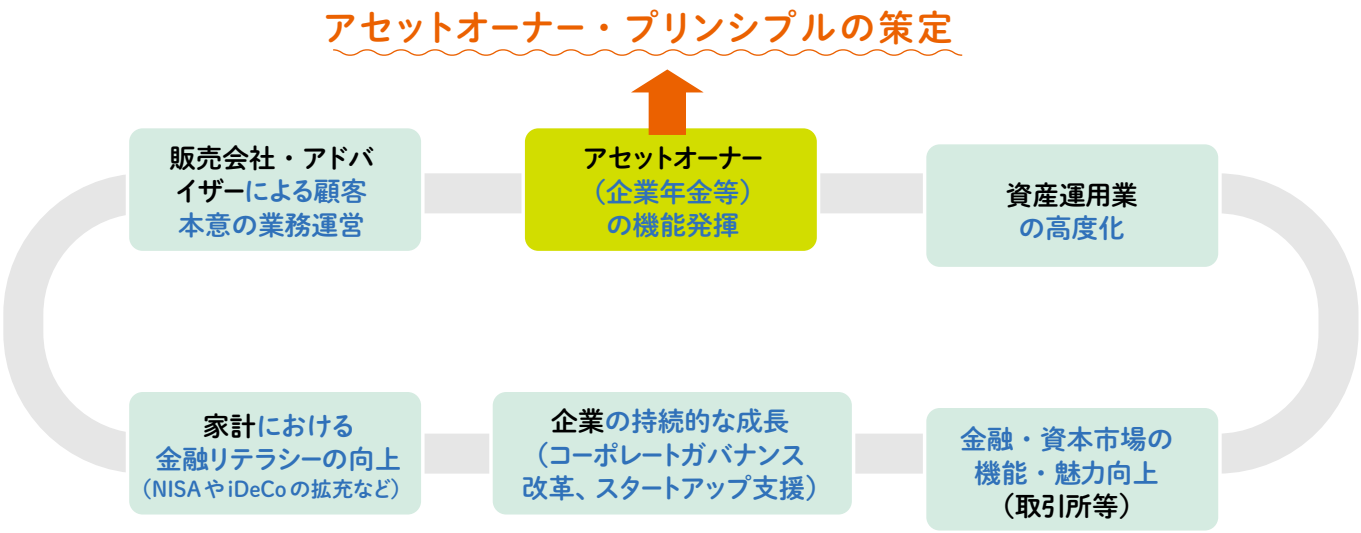

アセットオーナーは公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド、資産運用を行う学校法人など幅広く、規模や性格もさまざまです。このプリンシプルは、アセットオーナーが受益者等の最善の利益を追求する備えがあることを自ら点検し、それぞれのステークホルダー等に示すことで、理解や対話、協働につなげ、運用力の向上を図るための活用が期待されています。

アセットオーナー・プリンシプルでは、次の５つの原則への対応が求められています。

- 原則１ 運用目的に合った運用目標および運用方針の策定
- 原則２ 必要な人材などの体制整備
- 原則３ 適切なリスク管理・最適な運用委託先の選定および定期的な見直し
- 原則４ 「見える化」によるステークホルダーへの情報提供
- 原則５ スチュワードシップ活動の実施

アセットオーナー・プリンシプルの受け入れについて

西日本電気工事企業年金基金（以下、「当基金」）は、加入者等の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任（受託者責任）を果たしていく上で有用と考えられる「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、本プリンシプルの受け入れを表明します。

【アセットオーナー・プリンシプルで定められた原則と当基金の対応】

原則１

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、受益者等の最善の利益を勘案し、運用目的を加入者・受給権者の利益のため安全かつ効率的に積立金の運用を行うことと定め、代議員会で法令等に基づき運用の基本方針を策定し、運用目標及び運用方針を定めています。また、これらは状況に応じて適切に見直すこととしています。

原則２

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則１の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、運用目標の達成に向けて、年金運用責任者を設置するとともに、年金資産運用にかかわる事項を審議するための「資産運用委員会」を設置し、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直しを行っています。また、信託銀行や生命保険会社などの外部の機関から報告・分析・助言を受け、知見の活用等の体制整備に継続的に取り組んでいます。

原則３

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、運用委託機関の選任にあたっては、運用実績に関する定量評価だけではなく、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価を行い、リスク管理の観点から分散投資に努めます。
運用委託機関の運用実績については定期的な報告を受け、運用基本方針に基づく定量・定性両面で評価し、必要に応じて見直しを行います。

原則４

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、情報提供すべきステークホルダーを加入者等と判断して、運用状況についてホームページ・基金だよりによって、法令で定められた業務概況を加入者等に開示のうえ周知しています。

原則５

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、運用委託先のスチュワードシップ活動※1 の内容について、運用委託機関のウェブサイトに掲載されているスチュワードシップ活動方針・活動概要を確認することによりモニタリングをしています。また、「企業年金スチュワードシップ協議会※2」へ加入し、協働モニタリング活動を通して、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的なリターンの拡大を図ります。

※1 スチュワードシップ活動とは、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）・受託資産に関する議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を果たすための活動をいいます。

※2「企業年金スチュワードシップ協議会」は、企業年金連合会が運用機関のスチュワードシップ活動をモニタリングするために新たに設立された組織です。